

○白山市空き家改修補助金交付要綱

平成 2 5 年 3 月 3 0 日

告示第 1 1 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市における空き家の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成 1 7 年白山市規則第 5 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 白山市空き家バンク制度実施要綱（平成 2 4 年白山市告示第 2 0 3 号の 2。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 2 号に規定する空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 入居者 実施要綱第 8 条に規定する空き家バンクの利用の登録をし、空き家の所有権を移転するため所有者と売買契約を締結している者又は空き家を賃借するため所有者と賃貸借契約を締結している者（次号において「契約締結者」という。）で、現に空き家を使用しているものをいう。
- (3) 入居予定者 実施要綱第 8 条に規定する空き家バンクの利用の登録をしている契約締結者で、改修等が完了した後に空き家を使用する予定のものをいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、空き家の所有者又は入居者若しくは入居予定者のうち売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して 6 月以内に補助金の交付を申請することができる者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 入居者又は入居予定者が空き家の所有者の 3 親等内の親族でないこ

と。

(3) 過去5年の間にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、空き家の改修等の工事の着手前に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、実施要綱第2条第2号に規定する空き家バンクに登録されている空き家1件につき1回に限るものとする。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、空き家の改修等（日常の生活に使用しない箇所を改修等を除く。）に要した費用で、当該金額が10万円以上のものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の空き家の改修等に要した費用の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円（空き家が河内地域、吉野谷地域、鳥越地域、尾口地域又は白峰地域に所在する場合にあっては、100万円）を限度とする。

(適用除外)

第7条 市長は、この告示により補助金の交付を受けようとする者が第5条に規定する空き家の改修等に要する費用について、この告示に定める補助金以外の補助金、助成金等の交付の対象となる場合は、補助金を交付しない。ただし、当該他の補助制度の補助等の対象となる箇所が、この告示に規定する補助対象費用の算定根拠となる改修等の箇所と明確に区分できる場合は、この限りでない。

(業者の選定基準)

第8条 この告示により補助金の交付を受けようとする者は、空き家の改修等に係る工事の契約を締結する場合は、当該契約の相手方を本市に本社若しくは支社、支店、営業所等を有する法人又は本市で事業を営む個人事業者の中から選定するよう努めなければならない。

(申請書等)

第9条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第 3 条に規定する補助金交付申請書 (規則様式第 1 号)
- (2) 規則第 5 条に規定する補助事業変更等承認申請書 (規則様式第 2 号)
- (3) 規則第 6 条に規定する補助金交付決定通知書 (規則様式第 3 号)
- (4) 規則第 1 2 条に規定する補助事業実績報告書 (規則様式第 5 号)
- (5) 規則第 1 3 条に規定する補助金交付確定通知書 (規則様式第 6 号)
- (6) 規則第 1 5 条に規定する補助金請求書 (規則様式第 7 号)
- (その他)

第 1 0 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 2 2 日告示第 1 0 9 号)

この告示中附則第 1 項及び第 2 項の改正規定は公表の日から、第 1 条及び第 2 条の改正規定は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 2 4 日告示第 8 7 号)

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 2 月 2 7 日告示第 7 4 号)

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 7 日告示第 9 3 号)

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 3 0 日告示第 2 8 1 号の 2)

この告示は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 1 7 日告示第 2 1 0 号)

この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 3 日告示第 9 2 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 6 日告示第 7 9 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 5 月 2 3 日告示第 1 9 1 号)

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。